職員の給与の状況

1 総括

(1)給与の決定の仕組み

地方公務員の給与は、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与その他の

事情を考慮して定めなければならないことになっています。
具体的には、人事委員会が民間事業所の給与の実態などを調査し、これに基づいた報告や勧告を知事と議会に行います。この報告や勧告を受けた知事は、給与の改定について検討した上で、これに必要な条例議案 を議会に提出し、議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

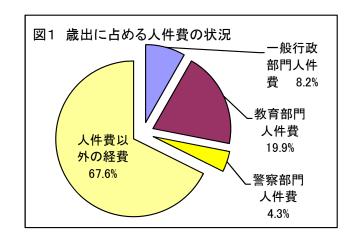
(2)人件費の状況 (平成19年度普通会計決算)

<u> </u>					
住民基本台帳人口 (平成20年3月31日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成18年度 の人件費率
人 784, 038	千円 421, 789, 399	千円 2,575,824	千円 136, 465, 604	% 32. 4	32. 8 %

(注) 人件費とは、職員及び知事、議員などの特別職に支給される給与、報酬等及び退職手当、地方職員共済組合 への負担金、恩給、退職年金並びに災害補償などである。

○人佐豊の状況 (巫成19年度華通会計決質)

\mathcal{O}	(円負の仏仏	(十)以19十尺百世云	ローレくラヤノ
		人件費 (千円)	構成比 (%)
	一般行政部門	34, 739, 113	8. 2
人	教育部門	83, 727, 518	19. 9
人件費	警察部門	17, 998, 973	4.3
	人件費計	136, 465, 604	32.4
人 件 費 以外の経費		285, 323, 795	67. 6
歳出総額		421, 789, 399	100.0



(3)職員給与費の状況(平成19年度普通会計決算)

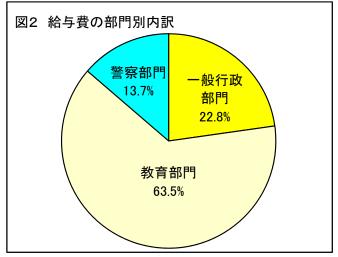
職員数		給	与	費	1人当たり給与費
(A)	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)	(B/A)
人 14, 175	千円 62, 695, 151	千円 9,872,658	千円 25, 949, 368	' ' '	千円 6,950

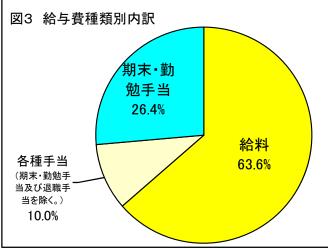
(参考) 都道府県 一人当たり給与	
7, 563	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。
 - 3 事業費支弁に係る職員の人件費を除く。

○職員の給与費の状況 (平成19年度普通会計決算)

		// /		
区分	給料	各種手当(期末・勤 勉手当及び退職手当 を除く。)	期末・勤勉手当	計
一般行政部門	14, 189, 551千円	2, 149, 665千円	6, 085, 657千円	22, 424, 873千円 22. 8%
教育部門	40,841,085千円	5, 126, 811千円	16, 636, 485千円	62, 604, 381千円 63. 5%
警察部門	7, 664, 515千円	2, 596, 182千円	3, 227, 226千円	13, 487, 923千円 13. 7%
計	62, 695, 151千円	9,872,658千円	25,949,368千円	98,517,177千円
給与費に占める割合	63. 6%	10.0%	26. 4%	100.0%

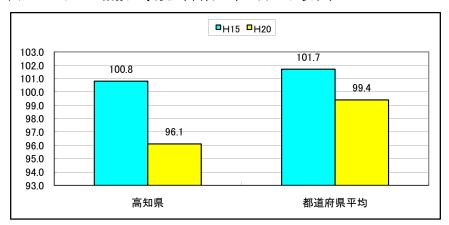




(4)給与の抑制措置の状況

平成20年4月から1年間、管理職の職員は給料(調整額を含む)の5%及び管理職手当の10%、管理職以外の職員は給料(調整額を含む)の2%~3%を減額して支給しています。

(5) ラスパイレス指数の状況(平成20年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(6)給与改定の状況

①月例給

	人事委員会の勧告				
区分	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)	給与改定率
20年度	円 375, 269	円 374, 701	568 (0.15%)	0.06	0.06

(参考) 国 の 改定率
0.00

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与 月額である。

②特別給

	人事委員会の勧告				
区分	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定月数)	年間支給月数
20年度	月 4. 43	月 4. 45	月 0.02	月 一	月 4. 45

(参考) 国の年間 支給月数
月 4. 50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末 手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成20年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
高知県	44.4 歳	342,704 円	392, 468 円	362, 968 円
围	41.1 歳	325, 113 円	- 円	387, 506 円
都道府県平均	43.7 歳	348, 999 円	431,898 円	391,069 円

②高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
高知県	43.8 歳	382, 762 円	428, 181 円	399, 862 円
都道府県平均	44.6 歳	396, 784 円	465, 679 円	- 円

③小·中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
高知県	46.3 歳	395, 351 円	442,887 円	414,602 円
都道府県平均	43.9 歳	384, 425 円	447, 206 円	- 円

④警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
高知県	41.0 歳	338, 273 円	446,676 円	359, 520 円
田	41.7 歳	327, 391 円	- 円	377, 402 円
都道府県平均	40.3 歳	338, 245 円	483, 553 円	383, 901 円

⑤技能職

<u>り</u> 技	月上月10人					
公務員						
	运 为	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
	高知県	53.9 歳	200 人	345, 437 円	372,519 円	358, 874 円
	うち学校給食員	57.0 歳	9 人	338,689 円	352, 989 円	344, 289 円
	うち用務員	55.7 歳	51 人	346,657 円	366, 365 円	355,096 円
	うちその他	53.7 歳	140 人	345, 426 円	375,928 円	361, 163 円
	国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	- 円	320,623 円
	都道府県平均	48.4 歳	520 人	335,603 円	390, 255 円	368, 137 円

		民 間				
区分	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B		
高知県	_	— 歳	— 円	_		
うち学校給食員	調理師	46.3 歳	215,800 円	1.64		
うち用務員	用務員	53.9 歳	225, 900 円	1. 62		
うちその他	_	一 歳	— 円	_		

		参考	
区分	年	収ベース(試算値)の)比較
	公務員(C)	民間 (D)	C/D
高知県	- 円	— 円	_
うち学校給食員	5,731,767 円	2,954,400 円	1. 94
うち用務員	5,890,182 円	3, 227, 400 円	1.83
うちその他	5,854,344 円	— 円	_

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

- 3 高等学校教育職及び小・中学校教育職の平均給与月額は、全ての諸手当込みの数字を記載している。
- 4 平均給料月額及び平均給与月額は、1-(4)の給与抑制措置後の額により算出している。
- 5 民間データは、総務省から提供されたもので、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査(いわゆる賃金センサス。10人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象に、常用労働者のうち一般労働者について集計したもの。)のデータを使用している。(平成17年~19年の3ヶ年平均)
- ※「常用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。
 - ①期間を定めずに雇われている労働者
 - ②1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
 - ③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者
- ※「一般労働者」とは、短時間労働者(同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の 所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者)以外の労働者をいう。
- 6 民間データの労働者には、正社員だけでなく、いわゆる非正規雇用の労働者も含まれているが、技能職のデータは、任期の定めのない正規任用の常勤職員のみであり、臨時・非常勤職員は含んでいないなど、技能職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 7 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2)職員の初任給等の状況(平成20年4月1日現在)

職員の採用試験に合格し、高等学校又は大学卒業後直ちに採用された職員の職種別の初任給は 次の表のとおりで、国家公務員とおおむね同一の水準となっています。

	区分	高	知	県		玉
一般行政職	大学卒		172,	, 200 円	I 種 Ⅱ種	185,800 円 172,200 円
州又十丁 正义 相联	高校卒		140,	,100 円		140,100 円
小・中学校	大学卒		192,	,800 円		_
教育職	高校卒		148,	,800 円		_
高等学校	大学卒		192,	,800 円		_
教育職	高校卒		148,	,800 円		_
警察職	大学卒		187,	,500 円	I 種 Ⅱ 種	208, 200 円 200, 000 円
音祭収	高校卒		161,	,500 円		158,100 円
++	高校卒		144,	,400 円	(技能職員)	137,200 円
技能職	中学卒		129,	, 200 円	(技能職員)	129, 200 円

⁽注) 初任給等の額は、1-(4)の給与の抑制措置前の額である。

(3)職員の経験年数別及び学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	<u> </u>	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
	大学卒	261, 341円	297, 854円	354, 477円
一般行政職	入子午	(32.8歳)	(37.6歳)	(43.2歳)
加又11 政利取	高校卒	220, 725円	268, 274円	303, 693円
	同仪平	(28.4歳)	(33.4歳)	(38.5歳)
	大学卒	299, 942円	352, 959円	382, 720円
小・中学校教育職	八子午	(32.5歳)	(37.6歳)	(42.7歳)
7、十十仅权有概	高校卒	一 円	一 円	一 円
	同汉午	(- 歳)	(- 歳)	(- 歳)
	大学卒	296, 307円	349, 829円	383, 557円
高等学校教育職	八十十	(32.3歳)	(37.6歳)	(42.6歳)
问分子仅次有机	高校卒	一 円	一 円	362, 050円
	向仅十	(一 歳)	(– 歳)	(40.6歳)
	大学卒	288, 438円	310,831円	381,832円
警察職	八十十	(32.3歳)	(38.1歳)	(42.9歳)
自水帆	高校卒	249, 550円	282, 546円	342, 788円
	向仅十	(28.7歳)	(33.8歳)	(38.5歳)
	高校卒	一 円	一 円	一 円
技能職	四八十	(一 歳)	(- 歳)	(一 歳)
1人 月已 40人	中学卒	一 円	一 円	一 円
	1 7 7	(- 歳)	(- 歳)	(- 歳)

- (注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数であるが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数である。また、平均給料月額は、1-(4)の給与の抑制措置後の額である。
 - 2 高等学校教育職(高校卒)の経験年数20年の欄は該当者が極めて少数であるため、21年の者の数値で代用している。
 - 3 数値を記載していない欄は該当者がいない、又は極めて少数であり、更に近似の年数も同様であるため 記載していないもの。

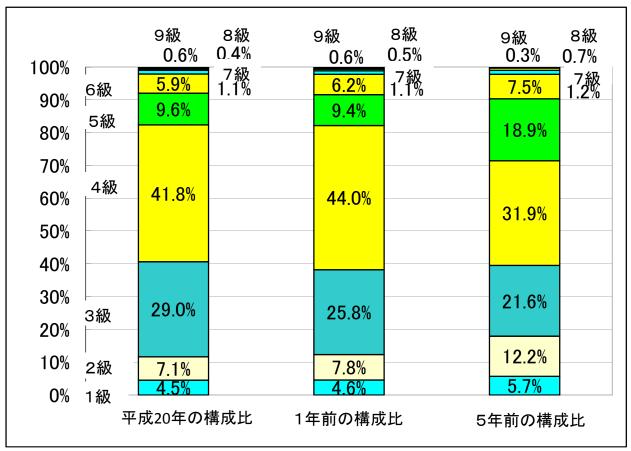
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

職員は、職務の種類に応じて10種類の給料表のいずれかが適用され、職務の複雑さ、困難性及び責任の度合いに応じて各々の級に区分されていますが、一般行政職では、次の表のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	171 人	4.5 %
2級	主査	269 人	7.1 %
3級	係長・主幹	1,094 人	29.0 %
4級	班長・主任	1,577 人	41.8 %
5級	課長補佐	364 人	9.6 %
6級	課長	222 人	5.9 %
7級	副部長・参事	41 人	1.1 %
8級	副部長	16 人	0.4 %
9級	部長・理事	21 人	0.6 %
	計	3,775 人	100 %

- (注) 1 高知県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)給与構造の見直しによって、平成18年度より行政職給料表は、11級制から9級制に改正され(1級と2級、4級と5級をそれぞれ統合。)、平成20年の級の構成と5年前の級の構成とは異なっている。 このため、平成20年の級の構成に合わせて5年前の構成比を表示している。

(参考)

5年前の級の構成 平成18年度以降の 級の構成

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	級	2級	3	級	4級	5級	6級	7級	8級	9級

(2)昇給への勤務実績の反映状況

職員の勤務成績を適切に給与に反映させるため「I 極めて良好」「II 特に良好」「II 良好」「IV やや良好でない」「V 良好でない」の5段階の昇給区分を設定(昇給日は毎年4月1日。)。

【平成20年4月1日の昇給の状況(知事部局)】

区分		全職員				
	77	職員数	職員数の構成比			
	I	4人	0.1%			
	П	796人	26. 5%			
昇給区分 を決定し	Ш	2, 145人	71.3%			
を既足した職員	IV	41人	1.4%			
	V	23人	0.8%			
	小計	3,009人	100%			
昇給区分を決定しなかった職員		708人				
総計		3,717人				

- (注) 1 職員数には、県立大学、労働委員会及び収用委員会の職員を含む。
 - 2 「昇給区分を決定しなかった職員」とは、公益法人等への派遣、育児休業等により勤務成績を 判定できない職員、職務の級の最高号給を受ける職員、再任用職員、新規採用職員等である。

4 職員手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

<u>(I) 期木手:</u>	<u>当・勤勉手当</u>				
	高 知	県	玉		
1人当たりュ	平均支給額(平成19年	度)	_		
	1,8	863 千円			
(平成19年月	度支給割合)		(平成19年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉	1手当	
6月期	1.4 月分	0.725 月分	6月期 1.4 月分 0.725	月分	
	(0.75 月分)	(0.35 月分)	(0.75 月分) (0.35	月分)	
12月期	1.6 月分	0.725 月分	12月期 1.6 月分 0.775	月分	
	(0.85 月分)	(0.40 月分)	(0.85 月分) (0.40	月分)	
計	3.0 月分	1.45 月分	計 3.0 月分 1.5	月分	
	(1.6 月分)	(0.75 月分)	(1.6 月分) (0.75	月分)	
(加算措置の	の状況)		(加算措置の状況)		
職制上の段階・職務の級等による加算措置			職制上の段階・職務の級等による加算措置		
・役職加算 5%~20%			・役職加算 5%~20%		
・管理職力	加算 10%~20%		・管理職加算 10%~25%		

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤勉手当への勤務実績の反映については、平成11年6月から実施。

勤務成績は「特に優秀」「優秀」「良好」「良好でない」の4段階に区分。

成績率は、職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、成績区分に応じて任命権者が決定。

平成20年6月支給分では、知事部局(県立大学、労働委員会及び収用委員会を含む。)全職員で、「特に優秀」に区分された者が145人(4.0%)、「優秀」に区分された者が921人(25.6%)、「良好」に区分された者が2,513人(69.8%)、「良好でない」に区分された者が21人(0.6%)であった。

(2)退職手当(平成20年4月1日現在)

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

	高 知 県				玉	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年		(支給率)	自己都合	勧奨·定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分		勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分		勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分		勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分		最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措	置			その他の加算措置		
定年前早期退	·職特例措置(2~20°	%加算)		定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(教育委員会)						
及び退職手当の	平成21年度は、職員 年度ごとの支給額の 早期退職特例措置と いる。	平準化を図				
1人当たり平均	支給額(平成19年度	E)				
(自己都合)	(勧奨・定年)				
	6,573 千円	26, 697	千円			

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には死亡等に伴うものを含むものである。

(3)地域手当(平成20年4月1日現在)

民間の賃金等が特に高い地域に勤務する職員及び医師に支給されています。

支給実績(平成1		36,011 千円	
支給職員1人当たり平均支給	年額(平成19年度決算	章)	562,672 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
東京都(特別区)	31 人	16%	16%
大阪府(大阪市)	10 人	13%	13%
愛知県 (名古屋市)	3 人	12%	12%
香川県 (高松市)	5 人	3%	3%
医 師	21 人	13%	13%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	18 %	18 %
大阪府 (大阪市)	15 %	15 %
愛知県 (名古屋市)	12 %	12 %
香川県 (高松市)	3 %	3 %
医 師	15 %	15 %

(4)特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

<u>(4)特殊勤務手当(</u>	<u> 平成20年4月1日現在)</u>			
支給実績(平成19年度決算)				395, 249 千円
支給職員1人当た	り平均支給年額(平成19年度決	算)		70,643 円
職員全体に占める	手当支給職員の割合(平成19年	度)		39.5 %
手当の種類(手当数)				51種類
手当の名称	主な支給対象職員	主	な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税賦課徴収手当		出張して納税義務者等と直接接して行う 納期限後の県税の徴収等の業務		日額 500円
回転翼航空機搭乗手当	回転翼航空機の操縦士又は整 備士等	本務として回転翼航空機に搭乗する業務 又は消防防災等のため回転翼航空機に搭 乗する業務		操縦士 1時間 5,100円 整備士 " 2,200円 その他 " 1,900円 (特殊条件下及び降下時に加算あ り)

		I	1
生活保護業務手当	福祉保健所に勤務する職員	生活保護法に基づく保護の決定のため、 出張して要保護者若しくは被保護者の世 帯又はその者の扶養義務者を訪問し面接 する業務	日額 510円
死体処理手当	福祉保健所、療育福祉セッター、 希望が丘学園、児童相談所又 は女性相談支援センターに勤 務する職員	職務に関連した死体処理の業務	日額 1,000円 (ただし、死体一体につき3,000円 以内)
夜間看護等手当	療育福祉センターに勤務する看護 師又は准看護師	正規の勤務時間による深夜 (午後10時から翌日の午前5時まで) の看護等の業務	深夜の勤務時間が 4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回 2,900円 2時間未満 1回2,000円 (深夜における勤務の交替又は救 急呼出しに伴う通勤の場合における加算あり。)
感染症防疫作業手当	本庁、福祉保健所、衛生研究 所又は家畜保健衛生所に勤務 する職員	コレラ等の感染症の防疫又は治療の業務	日額 290円
有害毒薬物取扱手当	医療薬務課、福祉保健所、消費生活センター、農業大学校、病害虫防除所、家畜保健衛生所又は試験研究機関に勤務する職員	亜硫酸等の薬品を使用し、又は人体に有 害なガスの発生を伴う試験、検査等の業 務	日額 290円
放射線取扱手当	健康づくり課、福祉保健所、 療育福祉センター、環境研究センター 又は工業技術センターに勤務する 診療放射線技師等	放射線を人体に対して照射する作業等	日額 340円
	精神保健指定医	精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律第27条第1項又は第2項の規定に基づ く診察	
精神保健福祉手当	障害保健福祉課、福祉保健所 又は精神保健福祉センターに勤務 する職員	同法第27条第3項又は第33条第1項の規定に基づき精神保健指定医の診察に立ち会う業務、又は同法第29条第1項又は33条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者を移送する業務	日額 290円
麻薬取締員手当	麻薬取締員	地方厚生局又は警察との協力捜査、受刑者と面接する業務、又は麻薬等の中毒者若しくは依存者の家庭を訪問し面接する 業務	日額 690円
と畜検査等手当	と畜検査員	と畜場法第14条の規定による獣畜のとさっては解体の検査	日額 300円
	畜産試験場に勤務する職員	牛、馬、豚、綿羊、やぎ及び鶏の殺処分 又は剖検の作業	
	狂犬病予防員	狂犬病予防法に規定する犬の処分、抑 留、検診、予防注射等の業務	
動物愛護指導員等手当	動物愛護指導員	高知県動物の愛護及び管理に関する条例 の規定に基づく特定動物の収容又は殺処 分等の業務	日額 300円
し尿浄化槽等検査手当	環境衛生指導員	し尿浄化槽又はし尿消化槽の立入検査の 業務	日額 240円
公害防止業務手当	高知県公害防止条例その他の 法令に基づく立入検査のため の身分証明書を有する職員	高知県公害防止条例その他の法令に基づ く著しいばい煙等を発生、排出する施設 における立入検査の業務	日額 260円
日かはたかっい	危機管理課に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に規定 する保安検査又は立入検査の業務	H det. OF OFF
爆発物取締手当	計量検定所に勤務する職員	計量法に規定する液化石油ガスメーター又はガソリンメーターに関する検定又は立入検査の業務	日額 250円
急傾斜地作業手当	農業技術センター山間試験室又は 茶業試験場に勤務する職員	急傾斜地のほ場又は茶園の管理のための 機械を使用して行う作業	日額 290円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	出張して直接家畜に対して行う検査その 他家畜の保健衛生上必要な業務又は牛海 綿状脳症対策特別措置法第6条第2項の 規定による死亡牛の検査のため、牛の死 体から延髄を採取する作業	日額 500円 (牛の死体から延髄を採取する作 業を行った場合は、1,000円加算)

種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛・馬・豚の自然交配若しくは精液 採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛・馬・豚を御する作業	日額 230円
机的汞机工业	漁業監督吏員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の 取締りの業務	T 455 070 III
船舶乗船手当	水産試験場に勤務する職員	海洋調査船に乗り組んで行う海洋資源調 査又は漁場開発調査の業務	- 日額 370円
潜水作業手当	水産試験場、栽培漁業センター、 高知土木事務所に勤務する職 員又は警察職員	潜水器具を着用して行う海底調査等の潜 水の作業	潜水深度 20メートルまで 1 時間310円 30メートルまで 1 時間780円 30メートル超 1 時間1,500円
水防作業等手当	治山林道課、農業振興セクラー、 林業事務所、土木部に勤務す る職員	暴風雨、大雨、高潮、津波又は洪水警報 発令中に行う次の業務(指導監督業務を 含む。) ①警戒巡視業務、水位調査業務 ②水防作業の現場における指導監督、水 防作業、災害調査(状況調査を含 む。)	①日額 540円 ②日額 820円
道路上作業等手当	漁港漁場課、建設管理課、建 設検査課、河川課、防災砂防 課、道路課、都市計画課、公 園下水道課、港湾課、海岸課 又は土木部出先機関に勤務す る職員	交通を遮断することなく行う道路上での 道路の維持修繕の作業等(指導監督業務 を含む。)	日額 300円
トンネル内作業手当	治山林道課、農業振興センター、 林業事務所又は土木部の出先 機関に勤務する職員	トンネル内の作業(指導監督業務を含む。)	日額 560円
高所作業手当	環境研究センター、農業技術センター、高産試験場、森林技術センター、海洋深層水研究所、内水面漁業セクター、水産試験場、農業振興部、森林部、海洋部、土木部、教育委員会事務局文化財課又は農業に関する学科を設置する県立高校に勤務する職員又は警察職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は山、谷若しくはがけ等の40度以上の斜面上で行う危険性が特に著しい作業(指導監督業務を含む。)	日額 320円
圧搾空気内作業手当	土木部に勤務する職員	圧搾空気内で行う作業(指導監督業務を 含む。)	気圧 0.2/ガパスカルまで 1時間210円 0.3/ガパスカルまで 1時間560円 0.3/ガパスカル起 1時間1,000円 (ただし、1日の従事時間が4時間以上のときは、4時間とする。)
用地交渉手当		出張して現地で土地等の所有者又は権利 者と直接交渉する業務又は代執行の業務	日額 580円
公物管理等手当		出張して現地で不法採取者、不法占使用 者等に直接接して行う不法占使用の排 除、原状回復のための措置等の業務	日額 420円
多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒 で編成されている学級(多学 年学級)を担当する教諭等	多学年学級における授業又は指導の業務	3以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級 日額 350円2の学年の児童又は生徒で編成されている学級 日額 290円
添削手当	本務以外に通信教育の添削を 担当する職員	本務以外に通信教育の添削指導又は面接 指導の業務	提出レポートの添削指導に対して 1通当たり 150円 面接によるものに対して 教育課程表の1時間当たり1,860円
教員特殊業務手当	小学校・中学校等教育職給料 表又は高等学校等教育職給料 表の1級又は2級の適用を受 ける職員	①非常災害時における児童等の保護又は 緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業 務等 ③修学旅行、対外運動競技等において児 童等を引率して行う指導業務(泊を伴 うもの等) ④入学試験における受験生の監督等の業 務(週休日、休日等に行うもの) ⑤部活動における児童等に対する指導業 務(週休日、休日等に行うもの)	①日額 3,200円 ②日額 3,000円 ③日額 1,700円 ④日額 900円 ⑤日額 1,300円(4時間以上) 650円(2時間以上4時間 未満)

教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、研究主 任、分校主任、人権教育主 任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務について の連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
特別支援学校部主事手当	盲学校、ろう学校又は養護学 校の各部に置かれる主事の職 務を担当する教諭	当該各部の主事の職務である業務	日額 270円
捜査作業手当	警察職員	私服員として犯罪の予防若しくは捜査又 は被疑者の逮捕の作業	日額 560円
鑑識作業手当	警察職員	職員が法医学、理化学、指紋、手口、写 真等の知識を利用する鑑識作業	①犯罪現場 日額 560円 ②①以外の場所 日額 280円
交通捜査等作業手当	警察職員	交通事件及び交通事故の捜査並びに交通 整理、交通取締り等の作業	日額310円~1,260円
警ら用自動車運転作業手当	警察職員	警ら用自動車を運転して行う機動警ら、 犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮 捕の作業	日額 420円
巡回警ら作業手当	警察職員(地域勤務員)	巡回警ら作業	日額 340円
看守護送手当	警察職員	留置場における留置人の看守又は留置人 の護送の作業	日額 240円
超短波無線電話作業手当	警察職員	超短波無線電話による緊急手配、緊急連 絡等の作業	日額 80円
運転免許路上試験作業手当	警察職員 (運転免許試験官)	運転免許試験の路上試験の作業	日額 190円
身辺警護等作業手当	警察職員	①天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子 妃の警護に従事したとき ②その他の要人等の警護作業	①日額 1,150円 ②日額 640円
銃器犯罪捜査従事手当	警察職員	①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 ②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等 の作業	①日額 1,640円 ②日額 1,100円又は820円
術科指導手当	警察職員 (術科指導担当者)	柔道、剣道又は逮捕術の指導の作業	日額 200円
爆発物等処理作業手当	警察職員	①火薬類取締法等に規定する保安検査又は立入検査の作業 ②爆発物処理班員が、爆発物である疑いのある物件に接近して行う処理作業 ③特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いのある物質の処理作業 ④特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(③の作業を除く。) ⑤特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で特殊危険物質が発生するおそれのある作業	①日額 250円 ②物件1個当たり 5,200円 ③日額 4,600円 ④日額 250円 ⑤日額 460円
災害警備等作業手当	警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により 重大な災害が発生した箇所等において行 う災害警備、遭難救助等の心身に著しい 負担を与える作業	日額 840円
国外犯罪情報収集作業手当	警察職員	国外において犯罪の捜査に関する情報収 集業務の作業	日額 1,100円
国際緊急援助活動従事手当	警察職員	国際緊急援助隊の活動が行われる海外の 地域における国際緊急援助活動業務	日額 4,000円
死体処理作業手当	警察職員	①刑事調査官が行う検視又は解剖立会い の作業 ②その他の死体取扱作業	①日額 3,200円 ②日額 1,600円~3,200円
夜間特殊業務等作業手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全 部が深夜において行われる警備等の業務	日額 410円~1,240円
浄化槽等保守作業手当	庁舎の管理業務に従事する技 能職員	庁舎の浄化槽、汚水槽、雑排水槽の保守 管理のため直接汚物に接触する作業	日額 250円

(5)時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績(平成19年度決算)	2,194,625 千円
職員一人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	155 千円
支給実績(平成18年度決算)	2,197,281 千円
職員一人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	152 千円

⁽注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6)その他の手当(平成20年4月1日現在)

他の手当(平成20	<u>年4月1日現在)</u>				-
内容	支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年 額(19年度決算)
		同	_	895, 398千円	708, 384円
よる欠員の補充が困難	以後の期間の区分に応じて支	異なる	国制度 獣医師の制度なし 51,266千		1, 767, 793円
扶養親族のある職員に 支給	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 (扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算)	同		1,676,397千円	187, 937円
住するるもとでは、 を取ります。 を取ります。 を取ります。 を取ります。 をでするのでは、 をでするのでは、 をでするのでは、 をでするのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(家貞-23,000円)×1/2 +11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額) 1-(2)自宅(新築等から 5年以内) ・3,500円 2-(1)借家借間居住者 ・1-(1)の1/2の額 2-(新築等から	異なる	国制度 1-(2) ・支給額 2,500円 2-(2) ・制度なし	596, 206千円	195, 670円
しく不便な地に所在す	して100分の1から100分の18	異なる			232, 842円
正規の勤務時間として 午後10時から翌日の午 前5時までの間に勤務 する職員に支給	1時間につき、1時間当たり の給与額に100分の25を乗じ た額	同	_	105, 713千円	104, 048円
職員が正規の勤務時間 外又は休日等に宿日直 勤務をした場合に支給	1回 4,200円(特殊業務等 5,100円~20,000円)	同	_	331, 557千円	264, 611円
管理職手当が支給され ている職員が週休日等 に勤務した場合に支給	職責に応じて定額 1回 4,000円~10,000円 (6時間を超える場合は加算 あり)	同	_	5,869千円	56, 981円
	である に	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 職務の級における最高号給の 給料月額の100分の25を超え ない範囲で、 ない範囲で、 で定める額 探用困難 な程度分及びに応じて支 後の 明一 を と	内容 支給単価 国の制度 国の制度	内容 支給単価 国の制度 国の制度 との異同 国の制度との異同 国の制度との異同 国の制度との異同 国の制度との異同 国の制度との異同 国 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	西の制度 大会 新単価 国の制度 大会 新美術 (19年度決算) 国の制度 大会 新美術 (19年度決算) 国の制度 大会 新美術 (19年度決算) 国の制度 大会 大会

通勤手当	通勤のため、交通機関 等を利用している職 員、自動車等を使用し ている職員等に支給	1 交通機関等利用者 定期券又は回数券等によ る運賃等相当額 ・支給限度額 1箇月当た り56,200円 2 交通用具使用者 3,300円(片道2~5km) ~36,800円(片道65km以上)	異交用、支出の務に国を通者地給署るい同な通者地給署るい同にでいる。	国制度 1 上限額 55,000円 2 上限額 24,500円	1,426,949千円	118, 223円
単身赴任手 当	公署を異にする異動等 に伴い単身で生活する こととなった職員等に 支給	・基礎額 月額23,000円・加算額 配偶者の住居との距離区分に応じ最高45,000円を加算	異なる	国制度 加算額の距離区分が 異なる	124, 659千円	307, 042円
農林漁業普 及指導手当	農業改良助長法第8条 第1項の普及指導員等	給料月額に100分の6を乗じ た額			50,061千円	245, 397円
へき地手当 (準ずる手 当)	へき地学校等に指定さ れた学校に勤務する教 育職員等に支給	給料及び扶養手当の月額に対して100分の1から100分の1までの範囲で、公署の区分に応じた率を乗じた額			139, 577千円	178, 487円
定時制通信 教育手当	県立の高等学校で本務 として定時制教育又は 通信教育に従事する教 育職員等に支給				37,776千円	214, 636円
産業教育手当	県立の高等学校で農 業、水産又は工業に係 る産業教育に従事する 教育職員に支給	職務の級に応じた定額 2級・3級 (農業・水産)19,000円 (工業)16,000円 1級(農業・水産)14,000円 (工業)12,000円 (管理職手当受給者又は定時 制通信教育手当受給者につい て併給調整あり)			53, 874千円	216, 361円
義務教育等 教員特別手 当	小学校、中学校又は県 立学校に勤務する教育 職員に支給	上限額20,200円 職務の級及び号給に応じた定 額			1, 384, 086千円	187, 140円

5 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

עד כי עפר נכל נין	(助サツ水ル(十八八八十十万	· H 30 LL /
	区 分	給料月額等
4A 101	知 事	868,000 円 (1,240,000 円)
給 料	副知事	807,500 円(950,000 円)
	議長	860,000 円(910,000 円)
報酬	副議長	790,000 円(830,000 円)
	議員	750,000 円(780,000 円)
	知 事	(平成19年度支給割合)
	副知事	6月期 1.6 月分
期末手当		12月期 1.7 月分 合計 3.3 月分
州木子ョ	議長	(平成19年度支給割合)
	副議長	6月期 1.6 月分
	議員	12月期 1.75 月分 合計 3.35 月分
		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
退職手当	知事	給料×在職月数×60/100 35,712,000 円 (任期毎)
	副知事	給料×在職月数×43/100 19,608,000 円 (任期毎)

⁽注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

² 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

高知県では、電気事業、工業用水道事業及び病院事業に関する公営企業を設置しています。

(1)電気事業

①職員給与費の状況

ア 平成19年度決算

_		21			
	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成18年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円 1,704,497	千円 111, 151	千円 468,712	% 27. 5	% 31. 9
	1, 101, 101	111, 101	100, 112	2	01.0

職員数		給	与	費	1人当たり給与費
(A)	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)	(B/A)
人	千円	千円	千円	千円	千円
49	208, 735	42, 357	89, 176	340, 268	6, 944

(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円 7,014

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

イ 給与の特例措置の状況

平成20年4月から1年間、管理職の職員は給料(調整額を含む)の5%及び管理職手当の10%、管理職以外の職員は給料(調整額を含む)の2%~3%を減額して支給しています。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

	1.271.04 HX(12.104 DE (1 1/4/4)		
区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高知県公営企業 (電気事業)	43.9 歳	357,215 円	559,752 円
団体平均	43.2 歳	366, 454 円	583, 137 円

- (注) 1 高知県公営企業(電気事業)の基本給及び平均月収額は、(1)-①-イの給与の抑制措置後の額である。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいる。
 - 3 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの電気事業の平均値である(情報提供:総務省)。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高知県公営企業(電気事業)	高 知 県
1人当たり平均支給額(平成19年度)	1人当たり平均支給額(平成19年度)
1,749 千円	1,863 千円
(平成19年度支給割合)	(平成19年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
計 3.0 月分 1.45 月分	計 3.0 月分 1.45 月分
(1.6 月分) (0.75 月分)	(1.6 月分) (0.75 月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5%~20%	・役職加算 5%~20%
・管理職加算 10%~20%	・管理職加算 10%~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成20年4月1日現在) 退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知	印県公営企業(電気	事業)		高 知 県	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措	その他の加算措置			置	
定年前早期退	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)]退職特例措置(2	~20%加算)
1人当たり平均支給額(平成19年度)			1人当たり平均	」支給額(平成19年	三度)
(自己都合)	(勧奨・定年)	(自己者	部合)	(勧奨・定年)
	一 千円	* 千円		6,573千円	26,697千円

- ※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、平均支給額の欄をアスタリスク(*)としています。
- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には死亡等に伴うものを含むものである。
 - ウ 地域手当(平成20年4月1日現在) 支給対象者は、いません。
 - エ 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在) 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給 されています。

240 CV. 49 o	640 CV : 4 9 °						
区分			高知県公営企業(電気事業)				
支給総額(平成19年度決算)			4,653 千円				
支給職員1人当たり	平均支給年額(平成19年度	決算)		155,090 円			
職員全体に占める事	手当支給職員の割合(平成19	年度)		60.0 %			
手	当の種類(手当数)			5 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主	な支給対象業務	左記職員に対する支給単価			
危険作業手当	電気事業及び工業用水道事業に従事する職員	業及び監督 第2号作業 制水管路及び 第3号作 ずい道内に	上の導水路の内部工事の作	第1号作業 150円/時 第2号作業 120円/時 第3号作業 100円/時			
交替勤務手当	発電管理事務所及び総合制御 所の業務に従事する職員	交替勤務の一部、全部が深夜(午後10時 から午前5時までをいう。)において行 われる業務		交替制1回当たりの深夜における勤務時間 ・4時間以上3,300円 ・2時間以上4時間未満 2,900円 ・2時間未満2,000円			
用地交渉手当	電気事業及び工業用水道事業 に従事する職員	出張して現地で土地等の所有者又は権利 者と直接交渉する業務又は代執行の業務		日額 580円			
公物管理手当	電気事業及び工業用水道事業 に従事する職員	者等に直接接	で不法採取者、不法占使用 して行う不法占使用の排 のための措置等の業務	日額 420円			
道路上作業等手当	電気事業及び工業用水道事業 に従事する職員	交通を遮断する 道路の維持修施	ることなく行う道路上での 僐の作業等	日額 300円			

才 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績(平成19年度決算)	17,495 千円
職員一人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	350 千円
支給実績(平成18年度決算)	20,785 千円
職員一人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	392 千円

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年 額(19年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	4,381 千円	876, 240 円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	7,433 千円	206, 472 円
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	1	961 千円	96, 100 円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	4,716 千円	112, 281 円
単身赴任手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0 千円	0 円
夜間勤務手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	2,602 千円	86,739 円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0 千円	0 円
管理職員特 別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	116 千円	58,000 円

(2)工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 平成19年度決算

1/9/4-0 1/2/07/					
総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成18年度の総費用に 占める職員給与費比率	
千円 480,661	千円 37,518	千円 41,256	% 8. 6	% 1.5	

職員数		給	与	費	1人当たり給与費
(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	(B/A)
人	千円	千円	千円	千円	千円
8	28, 484	2, 136	11, 730	42, 350	5, 294

(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費	J
千円 7, 182]

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

イ 給与の特例措置の状況

平成20年4月から1年間、管理職の職員は給料(調整額を含む)の5%及び管理職手当の10%、管理職以外の職員は給料(調整額を含む)の2%~3%を減額して支給しています。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高知県公営企業 (工業用水道事業)	37.11 歳	296, 182 円	445,112 円
団体平均	45.4 歳	383,062 円	599, 574 円

- (注) 1 高知県公営企業(工業用水道事業)の基本給及び平均月収額は、(2)-①-イの給与の抑制措置後の額である。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいる。
 - 3 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの工業用水事業の平均値である(情報提供:総務省)。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

/ 期末手当・期恕手当		
高知県公営企業 (工業用水道事業)	高 知 県	
1人当たり平均支給額(平成19年度)	1人当たり平均支給額(平成19年度)	
1,466 千円	1,863 千円	
(平成19年度支給割合)	(平成19年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当	
計 3.0 月分 1.45 月分	計 3.0 月分 1.45 月分	
(1.6 月分) (0.75 月分)	(1.6 月分) (0.75 月分)	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~10%	・役職加算 5%~20%	
	・管理職加算 10%~20%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
 - イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知県	高知県公営企業(工業用水道事業)			高 知 県	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措	計置		その他の加算措	置	
定年前早期追	忌職特例措置(2∼20)	%加算)	定年前早期	退職特例措置(2	~20%加算)
1人当たり平均	1人当たり平均支給額(平成19年度)			1人当たり平均支給額(平成19年度)	
(自己都合)	(勧奨・定年)	(自己者	都合)	(勧奨・定年)
	_	_		6,573千円	26,697千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には死亡等に伴うものを含むものである。
 - ウ 地域手当(平成20年4月1日現在) 支給対象者は、いません。
 - 工 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

区分			高知県公営企業	(工業用水道事業)
支給総額(平成19年度決算)			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)				0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)				0.0%
手当の種類(手当数)				5種類
手当の名称	手当の名称 主な支給対象職員 主			左記職員に対する支給単価
	高知県公営企業(電気事業)と同じ。			

才 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績(平成19年度決算)	500 千円
職員一人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	62 千円
支給実績(平成18年度決算)	387 千円
職員一人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	48 千円

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年 額(19年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0 千円	0 円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	643 千円	214, 342 円
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	565 千円	141, 245 円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	429 千円	61,329 円
単身赴任手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0 千円	0 円
夜間勤務手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0 千円	0 円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0 千円	0 円
管理職員特 別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	_	0 千円	0 円

(3)病院事業

①職員給与費の状況

ア 平成19年度決算

1 /9/\10 /2//				
総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成18年度の総費用に 占める職員給与費比率
千円 12, 223, 833	千円 -233, 163	千円 6,117,448	50. 0	% 50. 9
				i

職員数		給	与	費	1人当たり給与費
(A)	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)	(B/A)
人	千円	千円	千円	千円	千円
681	2, 468, 258	1, 020, 202	1, 019, 807	4, 508, 267	6,620

(参考) 都道府県 一人当たり給与	
7, 448	千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

イ 給与の特例措置の状況

平成20年4月から1年間、管理職の職員は給料(調整額を含む)の5%及び管理職手当の10%、管理職以外の職員は給料(調整額を含む)の2%~3%を減額して支給しています。(医師を除く。)

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

	区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	医 師	40.4歳	522, 241円	1, 255, 688円
高知県公営企業 (病院事業)	看護師	31.7歳	285, 610円	457, 959円
(//3/26 3/ 2/07	事務職員	40.5歳	307, 021円	490, 525円
	医 師	43.1歳	547, 455円	1, 263, 326円
団体平均	看 護 師	37.5歳	314,839円	511,039円
	事務職員	43.7歳	376, 602円	608, 028円

- (注) 1 高知県公営企業 (病院事業) の基本給及び平均月収額は、(3)-①-イの給与の抑制措置後の額である。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいる。
 - 3 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの病院事業の平均値である(情報提供:総務省)。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

7 朔木于司 勤勉于司		
高知県公営企業(病院事業)	高 知 県	
1人当たり平均支給額(平成19年度)	1人当たり平均支給額(平成19年度)	
1,482 千円	1,863 千円	
(平成19年度支給割合)	(平成19年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
計 3.0 月分 1.45 月分	計 3.0 月分 1.45 月分	
(1.6 月分) (0.75 月分)	(1.6 月分) (0.75 月分)	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~20%	・役職加算 5%~20%	
・管理職加算 10%~20%	・管理職加算 10%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知県公営企業 (病院事業)				高 知 県	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措	その他の加算措置			置	
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期	退職特例措置(2	~20%加算)
1人当たり平均支給額(平成19年度)		1人当たり平均	支給額(平成19年	F度)	
(自己都合)	(勧奨・定年)	(自己者	部合)	(勧奨・定年)
	654 千円	25,764 千円		6,573千円	26,697千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には死亡等に伴うものを含むものである。

ウ 地域手当(平成20年4月1日現在)

医師に支給されています。

支給実績(平成19		58,344 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)				711,507 円
支給対象職員 支給率 支給対		対象職員数	国の制度 (支給率)	
医師	20%		72人	13%

工 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

区分	高知県公営企業 (病院事業)
支給総額(平成19年度決算)	100,371 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	201,144 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)	71.9 %

手当	6の種類(手当数)			6 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主	な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	病院に勤務する診療放射線技 師等	放射線を人体	こ対して照射する作業等	日額 230円
感染症病室内作業手当	感染症の患者を入院させる感 染症病室に配置されている職 員	コレラ等一定(業務	の感染症の防疫又は治療の	日額 290円
夜間看護等手当	病院に勤務する助産師、看護 師、准看護師等	部が深夜(午	間による勤務の一部又は全 後10時から午前5時までを いて行われる看護等の業務	交替制1回当たりの深夜における勤務時間・4時間以上3,300円・2時間以上4時間未満2,900円・2時間未満2,000円(深夜における勤務の交替又は救急呼出しに伴う通勤の場合における加算あり。)
回転翼航空機搭乗手当	病院に勤務する職員	救急医療業務 乗	のために回転翼航空機に搭	1 時間当たり1,900円
死体取扱手当	病院に勤務する職員	職務に関連し 場合	て死体処理作業に従事した	日額 1,000円
浄化槽等保守等管理手当	技能職	浄化槽等の保 ⁴ 触する作業に	守管理のため直接汚物に接 従事した場合	日額 250円

才 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績(平成19年度決算)	280,119 千円
職員一人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	404 千円
支給実績(平成18年度決算)	272,451 千円
職員一人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	394 千円

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容	支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年 額(19年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。		回	1	16,204千円	953, 184円
初任給調整 手当	医師等採用による欠員 の補充が困難である職 に採用された職員等に 支給	採用困難な程度等を考慮して 定める職の区分及び採用の日 以後の期間の区分に応じて支 給 ・医師 上限額307,900円			256, 118千円	3, 123, 385円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。		回	1	62,973千円	170,657円
住居手当	一般行政職の制度と同じ。		印	1	44,405千円	219,825円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。		□	1	70,328千円	133, 704円
単身赴任手 当	一般行政職の制度と同じ。		同		3,624千円	362, 400円
夜間勤務手 当	一般行政職の制度と同じ。		同	_	49, 297千円	109, 307円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。		同	_	62,580千円	351, 570円
管理職員特 別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。		同	_	0千円	0円